

権利関係⑱ 不法行為

○×式確認問題 【解答・解説】

- ✕ 使用者が使用者責任に基づいて被害を受けた第三者に損害賠償義務を履行した場合、使用者は、原則として、その履行した全額について、被用者に求償することができる。
信義則上相当と認められる限度しか求償できない
- ✕ 被用者が使用者の事業と全く関わりなく第三者に対して不法行為をして損害を与えても、使用者には、使用者責任が成立する。
使用者責任は、使用者の事業執行についてなされたことが要件となる
- ✕ 従業者Bの不法行為が事業者Aの業務執行につき行われたものであり、Aの使用者としての損害賠償責任が発生する場合、Bには被害者に対する不法行為に基づく損害賠償責任は発生しない。Bが加害者なので、当然に損害賠償責任は発生する
- ✕ Aの被用者Bと、Cの被用者Dが、A及びCの事業の執行につき、共同してEに対して不法行為をしたが、Aは、Eに対するBとDの加害割合が6対4である場合、Eの損害全額の賠償請求に対して、損害の6割に相当する金額について賠償の支払いをする責任を負う。
数人が共同の不法行為によって他人に損害を与えたときは、各自連帯して、全額賠償する義務を負う
- 5 占有者(所有者ではない。)Aが居住している甲建物の壁が今にも剥離し、通行人Bが大けがを負った。Aは甲建物の壁が剥離しそうであると分かっていたのに、甲建物の所有者Cに通知せず、そのまま放置するなど、損害発生防止のため法律上要求される注意を行わなかった。この場合、Bに対して損害賠償を負うのは、Aである。
工作物責任は占有者が負う。但し、占有者に注意義務が認められた場合は、所有者が負う。
- ✕ 不法行為による損害賠償債務は、被害者が不法行為を知ったときから履行遅滞となる。
不法行為のときから履行遅滞となる